

2019年度 衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成事業実施要領

2019年 4月 1日

公益社団法人 福島県トラック協会

1. 助成制度の対象

車両総重量 3.5t 以上～8t 未満の事業用トラックへ装着された

「衝突被害軽減ブレーキ装置」を導入した会員事業者（中小企業者※）を対象。

但し、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2. 予算及び対象台数

3,000,000円 30台

3. 助成交付額

助成額は、装置取得価格の1/2で、上限100,000円（全額全ト協予算で対応。）但し、値引き等があった場合はその価格を取得価格として計算する。

1会員：3台を上限とする。

※ 装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、当該装置の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼して下さい。（取得価格が確認出来ないものは、受付出来ません。）

4. 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

5. 実施期間

2019年4月1日 ～ 2020年2月29日までとする。

※ 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了とする。

6. 要綱の適用

2019年4月1日から適用する。